

第13回（平成20年度第4回）美浜区地域福祉計画推進協議会 議事要旨

1 日 時 平成21年2月28日（土）午前10時～午後0時00分

2 場 所 美浜保健福祉センター 4階 大会議室

3 出席者（委員）

飯野委員、池田委員、巖倉委員、小椋委員、桑原委員、佐藤委員、清水委員
高橋委員、長岡委員、長倉委員、成田委員、別所委員、村社委員、山崎委員（14人）
（あんしんケアセンター業務概要と相談事例の発表者）

「セイワ美浜」主任ケアマネージャー 鈴木、「みはま苑」主任ケアマネージャー鮎澤
（事務局）

美浜区 美浜保健福祉センター 井谷所長、
保健福祉サービス課 荒川補佐、秋葉係長、山口主事、水野主任介護福祉士
保健福祉総務課 長谷川主幹、志賀主任主事
社会福祉協議会美浜区事務所 若林事務所長、高橋主任主事

4 議 題

- (1) あんしんケアセンターの業務概要と相談事例について
- (2) グループ会議活動報告について
- (3) その他

5 議事の概要

- (1) あんしんケアセンターの業務概要と相談事例について
美浜区内のあんしんケアセンター「セイワ美浜」の鈴木様と「みはま苑」の鮎澤様にお越しいただき、業務概要の説明と相談事例について発表していただいた。
- (2) グループ会議活動報告について
それぞれグループの代表の方が、各グループ会議の実施状況等の報告を行った。

6 会議経過

- (1) 開会
- (2) 会議資料確認
- (3) 議事

議題（1）あんしんケアセンターの業務概要と相談事例について

みはま苑：お手元に資料をお配りさせていただいております、こちらの内容にまず触れさせていただき、次にセイワ美浜さんとみはま苑のそれぞれの事業内容を個別にご案内させていただきます

す。その後に質疑応答にさせていただきたいと思っております。

平成18年に千葉市内の各区に2か所ずつ、あんしんケアセンターが設置されています。設置されていますあんしんケアセンターにつきましては、お手元のパンフレットに地区割が書かれています。美浜区においては草野水路を境に東西に分かれておりまして、セイワ美浜さんとみはま苑とが千葉市より委託を受けて行っております。全国的には「地域包括支援センター」という名称になっておりますが、千葉市においては「あんしんケアセンター」という名称で業務を行っております。

センターの設置目的としては、地域住民の身心の健康の維持・生活の安定・保健、福祉、医療の向上と増進のため必要な援助・支援を包括的に担う、地域の中核機関とされています。センターには、三職種と言われる「保健師」「社会福祉士」「主任ケアマネージャー」が配置されています。

業務内容といたしましては、大きく分けて4つございます。まず一つ目は介護予防マネジメント。これは保健師、看護師を中心としまして予防給付、介護予防事業のマネジメントを作成し、要介護状態となることがないように予防し、悪化の防止を図ることが目的となっております。

2つ目といたしましては、社会福祉士を中心に、相互相談及び支援を行っております。住民の各種相談に、幅広く対応し、いわばよろず相談的な部分、まずはあんしんケアセンターの方に、何か困りごとがあればご連絡をいただくという体制になっております。

3つ目としましては、やはり社会福祉士を中心として行う権利擁護事業になります。こちらに関しましては、高齢者の方への虐待の防止、早期発見、その他財産等に関する部分につきましても権利擁護の事業として案内しております。

4つ目の事業は、包括的継続的マネジメントと申しまして、区内にあります居宅介護支援事業所等に勤務されておりますケアマネージャーさんの相談を受けまして、支援が困難な事例等に関しましては、あんしんケアセンターのスタッフがケアマネージャーさんと一緒に同行訪問させていただいて対応させていただくという事業です。今申し上げました、4つが大きなあんしんケアセンターの業務ということで、紹介させていただきました。引き続きまして、セイワ美浜さんのほうから、独自でやってらっしゃる事業内容についてお話させていただきます。

セイワ美浜： あんしんケアセンターセイワ美浜で主任ケアマネージャーの鈴木と申します。

みはま苑さんのほうから説明があったように、美浜区は東西に長い地区なものですから、草野水路を境に東と西に分け、私が西のほうの地区を担当しております。鮎澤さんの地区よりも、高齢者人口が少なくて高齢化率も15%を少し欠けるくらいなんですけど、打瀬が比較的若かく磯辺が高齢化率が高いというように、地区によって大きく差がある管轄地域になっております。その中で平成19年度の実績の報告をさせていただきます。地域ワークとして出張相談をさせていただいて「はつらつ街かど相談室」というネーミングで7月にみはま苑さんと合同で稲浜ショップにある空き地を利用して、相談業務をしました。

11月には、打瀬の公民館のほうで地区民生委員会、社協打瀬地区部会さんの協賛をいただきまして、認知症等の話、有料老人ホームの話等で相談をさせていただきました。

NPO千葉地域再生リサーチというNPOさんがありまして、そちらの企画相談へ参加協

力という形で平成20年12月にみはま苑さんと合同で、稲浜ショッピング空き地を利用させていただきました。次にあんしんケアセンター出張相談というのを、定期的に毎月2回、こちらの保健福祉センター4階と、美浜いきいきプラザのほうで実施させていただきました。

21年度はこちらではなくて、幕張西方面の相談の機会が少なかったので、来期は幕張西公民館と、真砂いきいきセンターのほうで出張相談予定しています。セイワさんのケアセンターのほうの企画教室として定例で、毎月第二金曜日に転倒予防教室、こちらは平均14、5名の参加をいただいて、地域の方の交流をメインとして体操教室をしています。それからハワイアンダンスですが、平均24、5名の方の参加をいただいて、セイワ美浜のご利用入所者さんと、地域の方の交流ということもありまして、開催しています。パドル体操こちらも施設利用者さんと、地域の方合同で、15、6名くらいのご参加をいただいています。ケアセンターの企画講演として、1月に「はじめよう介護予防」ということで、美浜いきいきプラザの職員さんにお越しいただいて、講演と転倒しないようにということで筋力運動のワンプointレッスンのようなことをさせていただきました。

また磯辺街づくり研究会からご相談を受けまして、私どもの社会福祉士が磯辺福祉協力員設置準備委員会に継続的に参加しています。広報誌の発行は不定期に年4回ほど発行し、予防体操にきていらっしゃる方とか、ご相談においでいただいた方に郵送で配布しております。2月に磯辺地区の民生委員児童委員の方に、あんしんケアセンターの業務内容であるとか、私どもの紹介をさせていただきました。

7月に打瀬の方の民生委員児童委員から、あんしんケアセンターの業務内容を教えて欲しいということで伺いまして、このときに定期的に打瀬の方で相談業務をしてくれると嬉しいという話がありましたので、11月に「はつらつ街かど相談室」を初めて実施しまして、定期的に実施していこうと考えております。そして高齢者福祉サービス等のご説明会を、諸団体に対して実施しています。

あと美浜区内にケアマネージャーおひとりでがんばってらっしゃる事業所さんが多いものですから、そういう方のご支援という意味で年2回開催しまして、28名のケアマネさんがご参加いただきました。1回目は介護保険と医療保険の訪問看護の違いであるとか、主治医の先生とのコンタクトを取るのが難しいということで、訪問看護の看護師さんにお話をさせていただきました。10月に、主任ケアマネージャーさんをお招きして困難事例の検討ということで、13名のケアマネさんの参加がありました。

相談事例の方も読ませさせていただきます。

(以下、相談事例について、3ケースを説明。)

セイワ美浜の事例は以上です。

みはま苑 : 引き続きみはま苑の報告をさせていただきます。セイワ美浜さんと共同でやっているものについては割愛させていただきます。出張相談を行っておりますが、みはま苑の場合は月2回のうち独自に会場を設けさせていただいておるのは、毎月第三木曜日に幸町公民館さんでさせていただきます。第一月曜日に関しまして美浜いきいきプラザとございますが、セイワ美浜さんと同じで、私どもも今年の4月からこちらの会場が変更になりまして、以前の高洲保健福祉センターのありました、今はいきいきプラザ分室と呼ばれておりますけれども、そちらのほうで4月からは月1回総合相談を受けさせていただきたいと思っております。

それ以外ではケアセンター企画独自でさせていただいている事業がございまして、地域交流事業としてみはま苑のふれあいホールを利用しての、「喫茶すみれ」というのを月1回第二土曜日に実施しております。こちらは地域のボランティアの方にご協力いただいて、みはま苑は特別養護老人ホームですので中の入所者の方も含めまして、歌声喫茶のようなことをして地域の方ともご利用させていただいております。その次にオナーージュサロンというのを昨年6月に開催させていただきました。こちらはオナーージュ稲毛海岸というところで毎月映画会が開催されています、そこにあんしんケアセンターとして総合相談の窓口を設けさせていただきながら、オナーージュの住民の方のご相談、あとはNPOひびきさんという障害者の方の作業所の団体があるのですが、そちらの方にご協力いただいて、作業所で作っているパンの販売をサロンにからめて、映画会の後に提供していただく事業を昨年始めて実施してみました。次に講演会としまして、タイトルとしてはセイワ美浜さんと同じですが、介護予防の内容につきまして、5月15日と6月28日にそれぞれ地域住民の方に対してですね、幸町公民館と高洲第三集会所を使わせていただいて行っております。そのほかに広報紙の発行といたしまして年4回、3か月ごとに発行させていただいております。また民生委員児童委員の会議へ参加させていただいております。そもそもあんしんケアセンターというものが設置されて3年目が終わるところなのですが、あんしんケアセンターというところが何をしているのか、何をしてくれるのかというところをやはり我々がもっともっとPRしていかなくてはと思っております。どうしても地域の中での役割をすでに果たされていらっしゃる民生委員さんや自治会のみなさんに、我々の活動を知っていただくためには、皆様の会議にお邪魔させていただいて、お話をさせていただくという形で本年度は、各地区の民生委員の会議に参加させていただいております。同じように高齢者クラブの団体であったり、自治会のほうにお顔を出させていただいて、あんしんケアセンターの説明をさせていただいております。

続きまして、みはま苑で受けております事例についてご紹介させていただきます。

(以下、相談事例について、3ケースを説明。)

あんしんケアセンターの役割というのが、こういった地域の方々から情報をいただく中で、少しでも皆さんがその場でお住まいの地域で住み続けるお手伝いできればいいなと思っております。

委員長： ありがとうございます。何か伺いたいことはありますか。

委員： 色々一生懸命取り組んでいただきありがとうございます。相談件数としては、いままでどのくらいあったのでしょうか？そのうち個人と事業者はどのくらいでしょうか？また事業者が介護をめぐってトラブルになった場合の相談事例もあるのでしょうか？

セイワ美浜： ケアマネさんと事業者さんと利用者さんと自分との間で、なかなか調整がつかなくなってしまったという相談はあります。

委員： 市とかにも相談するでしょうが、色々な問題を含んでいますから、スムーズにいかない部分もあるでしょう。そういった相談にも対応していただけるのでしょうか？

みはま苑： 今、委員さんがおっしゃったように年々件数が増えてきております。具体的な数字でご報告できなくて申し訳ないのですが、美浜区の数字は市のほうに月報という形であげておりますので、ご確認いただければと思います。

委員： ざっくばらんに言って個人のほうが多いんですか？

セイワ美浜： ほとんどは個人のケースですね。

委員： 相談事例を見させていただきましたが、問題はこれから（相談を受けた先）の場合が多いですよ。それはどうやって解決していこうという方針をお持ちなのでしょうか？

みはま苑： はい、まず事例2のHさんなのですが、高齢者の範疇ではなく障害者福祉の範疇になるのですが、これは入院された病院の相談員さんと諮りまして、私の場合は美浜区の障害福祉係へ退院後のアドバイスをお願いしますということで、繋ぐ形をとらせていただきました。

委員： みんなこれからの問題なのです。その先をどうやって考えていくか、どこが解決していくかというのが重要な問題ですよ。だからそれをうまく繋ぐ役割なのですか？

みはま苑： そうです。ですから、我々で解決できない場合に関しましては、美浜区さんと協議をしながら、情報共有して対応していきます。

委員： 最終的には市が面倒みるのですね。

みはま苑： そうです。

委員： さきほど事業所が、あんしんケアセンターさんを理解していないというのがありましたね。市からもよく言ってもらってください。介護をどうするかというトラブルというのが結構あり、特に高齢者で障害もお持ちのケースとかもあるので、そういうケースだと介護保険だけでは片付かない問題もあり困ることもあるので、そういう場合にどうするかということもよく考えていただいて。あんしんケアセンターさんは介護保険がメインになるということですか？それ以外の相談には、乗らないということですか？

セイワ美浜： 介護保険だけではなくて、高齢福祉という観点で取り組んでいます。介護保険の部分もありますが、総合相談窓口として取り組んでいます。

委員： 気軽に何でも相談できる窓口でいてもらいたい。そういう理解でよろしいですか？

みはま苑： 地域包括支援センターが設置された役割としては、やはり今まで縦割りだった相談窓口を「高齢者」という方々の区切りにおいて何でもご連絡くださいというところが、地域包括支援センターの役割だと思いますので、まずはご連絡いただければと思います。

委員： 件数的にはどれくらいありますか？

セイワ美浜： 20年度で言いますと、ケアプランの方では300程度、相談の方が虐待や成年後見とか色々ありまして、延べにしますと500程度です。

委員： そんなにあるのですか？

みはま苑： 延べ件数ですので、同じ方が数回にわたってというのもありますので。

委員： ひとつのセンターでそんなにあるんですか？

セイワ美浜： はい、あります。

委員： それだけあって、主任ケアマネージャーや社会福祉士とか足りるのですか？

セイワ美浜： 厳しい部分もありますが、なんとかやっております。お電話いただければ、必ずその日の内に伺いますので。そこから自分達だけで解決するのではなくて、繋いで色々お知恵を拝借しながら、専門のところへ繋いでいきます。

委員： 補助金もらってやっているのですか？

みはま苑： はい、委託金で実施しております。

委員： 地域で老老介護が問題になってきています。事例1のMさの場合ご主人はどのくらいの認

定だったのでしょうか？もうひとつは、URの生活相談アドバイザー、常駐というお話ですが、どちらにいらっしゃるのでしょうか？

みはま苑 : まず認定のお話のほうですけれども、私ども地域包括支援センターというものを千葉市から委託を受けています。我々の身分としましては社会福祉法人の職員扱いです。委員さんからのご質問のMさんのご主人の認定がどれくらいだったかということに関しましては、我々は認定調査員ではないので、認定がいくつかということは、申し上げることはできません。ただ、我々の分かることに関しまして、年齢や身体の動きなどで、自立ではないだろうなという判断において、認定をお勧めしています。生活相談アドバイザーさんは管理センターの方に、お一人いらっしゃいます。

委員 : セイワ美浜さんの事例1の件ですが、将来的に財産権の話が出てくるとは思いますが、成年後見人を、付ける必要があるという判断のもと動いているのだらうと思いますが、その前に身内がいるために捜索願を警察へは出すのでしょうか？

セイワ美浜 : この方場合は結局、住所不明であった息子さんの連絡先がわかりまして、今一緒に暮らしていますが、金銭的な面で厳しいところがあり、ケアマネージャーが調整しています。成年後見も（手続き等が）難しくできないようです。ご本人もケアハウスのような施設へ行って、なんとかという方向で動いています。

委員 : 行方不明の家族がいて、見つければいいが、見つからない場合に成年後見人を付ける場合、大きい問題が出てくるのではないかと思ひました。このケースの場合は、見つかったということですが、身内がいれば、それを探すという方向で動けるかどうかが大切ではないかと思ひお話ししました。

みはま苑 : 権利擁護につきましては、千葉市の権利擁護センターへ繋いでおりますが、そこで成年後見人を付ける際には戸籍を全部調べたうえで、追跡を行っています。

委員 : それを誰が行うかが問題だと思います。大変なことだと思います。

委員 : 先達て、20年来会っていない兄を探したいがどうしたらよいかという相談がありまして、警察へ尋ね人として相談した結果、判ったという事例がありました。

委員 : いろいろな方がいると思いますが、今の制度（介護保険）は本人の申請がないと受けられないというものだと思いますが、今されている出張相談は非常に有効だと思います。私は真砂で民生委員をしています。セイワ美浜さんのところでも、少し遠いという感じがします。実際に受ける方にとり、なかなか行って相談するのは難しいと思います。なので、出張相談や、他の会合で色々と説明をされるというのは非常によいと思います。ひとつ聞きますが、あんしんケアセンターの独自の判断で、ここへ行って相談を受けようということを実施されているのですか？

みはま苑 : 私達の所管は高齢福祉課になりますが、公の公民館などの会場をお借りしていて、会場に関しましては高齢福祉課から、大体この地域の中の公民館であるとか公の場ということで会場を割り振られています。ただなかなか周知されていないということで、この4月から、どこだったら人が来るのかということで会場の変更がされています。

委員 : 我々民生委員の依頼で、この会場で実施してくださいという依頼も受けてもらえますか？

みはま苑 : はい。

委員 : 広報の配布方法について教えてください。

セイワ美浜： 私どもは年に5回だしていますが、セイワ美浜にご相談いただいた方や体操教室に参加されている方で、ご希望の方に配布しています。施設のカウンターにも置いてありますし、出張相談の際にもお配りしています。

委員： ケアセンターに行かないと配布は受けられないのですね。

セイワ美浜： お電話いただければ配布いたします。

委員： そもそも、あんしんケアセンターを知らない場合はどうすることもできないわけで、たとえばポスティングや、折込み広告などは考えていませんか？

みはま苑： あんしんケアセンターの認証度に関しましては、今ご指摘いただいたとおり、まだまだ3年も経っていますが低い状況だと思います。引き続き千葉市と協議しPRをどういう形でやっていくのか、私どものほうからも申し上げます。

委員： 行政も責任がある話ですから。うまくPRしてもらえればいいですけども。

事務局： 市のほうから補足をさせていただきたいと思います。あんしんケアセンターの広報につきましては、市政日より、各種のパンフレット等でご紹介をしております。

委員： 市政日よりの中に、美浜の保健相談の一覧表を載せていますが、同様にケアセンターの出張相談などもスペースがあれば載せることは可能でしょうか？

事務局： 可能だと思います。当方が所管ではありませんが、月1回の発行ということと、必要に応じてということになると思いますが、可能だとは考えております。

委員： 周知については市だけではなく、地域包括支援センターも努力しなければならないと思います。

委員長： 問題が解決するまで、途中までではなく関わっていただけるのでしょうか？

セイワ美浜： ケア会議の中で方法を話し合い、主導は変わっていきませんが、関わりあっていくことになります。

委員長： 市のほうに説明をお願いしたいのですが、千葉市高齢者保健福祉推進計画がでていますが、あれとはどのように方向性を持っていますか？

事務局： いま手元に資料がございません、申し訳ありません。

委員： 続く話（受けた相談を解決してゆくには）ですから、最終的にどこが責任を持つかという問題は、行政とよく考えておくべきだと思います。

みはま苑： あんしんケアセンターという業務で相談窓口として受けられているのは、行政の後ろ盾があって、行政との連携を図らせていただいたうえでできることです。

委員： そのあたりのことは、責任問題ともなりかねないので、行政とはっきりさせておくべきだと思います。

委員： 認知症を抱える家庭で、家族が旅行だとか出かけるという場合で、高齢者を預かってほしという相談は受けられているのか？どのように対応されているのか？

みはま苑： 介護施設でショートステイを利用するとなりますと、介護認定を受けていただくこととなります。急きょお困りになる場合、現実的には、対応ができていないのが現状かと思います。ですが、最近、美浜区にもありますが、小規模的サービス、託老所というものができておまして、ここが介護認定を受けていなくとも対応してくれることになるとと思います。

委員長： 今、千葉市で「千葉市高齢者保健福祉推進計画」というものをだしておまして、ここにいろいろな貴重なアンケート等が載っており、保健福祉センター等でいただけると思います

ので、皆さんも参考になると思います。

事務局： ひとつ補足をさせていただければと思います。先ほどの成年後見人制度の件ですが、身内の方がいない方、また、いるかいないか分からない方については、市長による成年後見の申し立ての制度がございます。市で調査を市長による申し立てができるのか確認した上で、申し立てを行う制度がございます。

委員長： 長い時間ありがとうございました。

議題（２）グループ会議活動報告について

第1グループ

委員： 12月6日にこの場で報告させていただきましたが、第1グループはそれを区・市のほうでどう反映していつもらえるかということに尽きるのではないかとということで、1月19日に第5回グループ会議を開いて、今日何か出されれば、別途第1グループとしての会議が必要だけれども、12月6日に出されたのが、どう受け止められてどうなっているかを含めてこういうことを行政の方で努力して欲しいということを確認して、終わっております。したがって今回提出資料はございません。

委員長： 今日お配りした中に磯辺街づくり通信というのがございます。この中に福祉協力員をどうやって作って行こうかというアンケートの集計が部分的に載っておりますけれども、もしグループで参考になるようなら、ご活用いただければと思います。このアンケートによりますと、結構ボランティアに協力しますという結果が出ています。それから集合住宅の人は、アンケートの回収率が悪いとかですね、そういうような傾向もあります。それから日常、困ったことがあったときに誰に相談するのかということ、やはり身内が一番多く、次いで友人・知人で、案外民生委員というのは少ない。そういったようなアンケートが出ていますので、目を通してください。

それでは第2グループお願いします。

委員： 第2グループは居場所作りということで、資料が無くて申し訳ないのですが、昨年暮れ12月20日に地域通貨ということでピーナツクラブの村山さんという方に来ていただいて、この部屋でお話を伺いました。我々地域通貨に対して非常に興味があるんですが、どういうものであるか、全然分かってないということで、地域通貨のピーナツについてお話を伺いましょうということで、お話を伺った後で西千葉の実態を見学にいきましょうということになりました。通貨ですから価値はあるのですが、ピーナツは換金ができない。使う方と使われる方で大福帳みたいなものがあるのですが、やり取りするお金の1割をピーナツとして支払われる。たとえばお店で1000円のものを食べたとすると、自分は900円を現金で支払って、100ピーナツをお店の方に取ってもらう。自分はマイナス100ピーナツ、お店はプラス100ピーナツとなります。ただこのピーナツが後でお金になるというわけでもありません。お金のやり取りはなく、色々利用してプラスマイナスが増えてゆくわけですが、マイナスが増えても借金があるわけではない。そして年1回ピーナツ分プラス分の1割を本部のほうに納めるというシステムです。換金はせずに、地域の活性化が目的であるとい

うことです。ただ一般の商取引とは違う通貨ということで、仲間作りや商店街の活性化には繋がるかもしれませんが、居場所作りとどう結びつけていくかということは、難しいものがあるように感じました。また実際のところを見学しながら、どういう利用ができるのかという部分は先の検討だと思いますが説明が難しく、一緒に話を聞いた方補足をお願いします。

委員長： 私も話を伺ったものですから、補足しますといわゆる普通の貨幣のやり取りではないんですね。売り手のほうは常にマイナスのデータが蓄積され、買い手のほうはプラスのデータが蓄積される。ただデータのやり取りが残ることだけですが、やり取りの際に「アディオス」という挨拶をして握手をするという仲間意識でもって行うものだそうです。要は会員制の割引サービスをデータで管理するというシステムで、普通考える通貨ではないんですね。

委員： プラスとかマイナスがあったということは、それだけお付き合いがあったということですよ。あなたのお店にそれだけ貢献しているという感じですね。お店としてもプラスがあるということは、それだけお客さんがきてくれたということなんですね。

委員： これは体験しないと本当に分からないですから、頭の中で考えても無理です。で我々は居場所というものを大きくて、そういう場所へ行って居場所的なものができればという根底がございましてピーナツはひとつの方法論としてあるということで認識していただきたいと思います。また実際に行ってみてのことは、またご報告させていただきたいと思います。

委員長： それでは第3グループをお願いします。

委員： はい、報告することはなにもなく、前回ご報告した通りです。95万の市民の中において、権利擁護事業の相談員は3人しかいないとか、形式的な組織でしかないので行政の方で確立していただきたいということ、成年後見人制度の利用ですが、裁判所で決めて行うわけですが、それを管理監督する制度が全然なっていないということで行われてない。これについても行政のほうでちゃんと指導していただきたいということで、前回ご報告させていただいたとおりです。

委員長： 第3グループも来年度からテーマをもっと広げたかたちで考えてみてもいいですよ。一般的にグループ活動についてご質問等ありますか

委員： 質問ではないのですが、お二人の話を聞いても、配られた磯辺の広報紙を見ても、やはり近隣のコミュニケーションがどうなっているのかということが非常に大きく、都市機構の調査でも孤独死の割合が高いのは近隣との付き合いが少ない世帯で発見が遅れて孤独死に至る。磯辺街づくり通信を見ても困ったとき手助けを求める相手についてというところを見ると、近所の人が20%。そして身内親戚とあるんですけど、孤独死する人はこの身内親戚がまったく0ではないのだけれども、ほとんど付き合いがない状態、だから亡くなって調査するときに大変なんですね。身内親戚がいてもほとんど頼りにならない・疎遠になってることからするとこの友人・知人も近所にいないと用を成さない。そういうことから判断するとやはり近所付き合い、人間関係を豊かにするかということがものすごく大切なことじゃないかなと思うわけです。したがって私達のグループも色々検討してきたわけですが、特に今日の話聞いていて、美浜区は公団住宅が多い、公団住宅の中でも自治会がないところがたくさんあるわけですね、とくに幸町や磯辺のほうまではあるのだけれど、段々と少なくなっていく。そういう状況にあって、マンション等だとまだ管理組合があって、管理組合を通して

いづらか話ができる。そのマンションもなかなか自治会が出来ない。そういうことで前年度は私たちのグループがマンションに自治会を作れと行政に訴えてパンフレットは出来上がって、一応配布はされたということになっているようです。したがって人間関係、近所の付き合いができない状況になっているのを、どうやって回復させていくか。昔のように隣近所の付き合いをどう作り出していくかというのが大きな課題ではないかと思いました。

委員長： この磯辺にしても福祉協力したいという人が23%おるわけですね。中身によってはもっとやりたい、説明を欲しがっている人もおるわけですね。集合住宅の中でも、何かきっかけがあればみんなで助け合うという機運はあるように思えますね。

委員： 最近コミュニティソーシャルワークという概念ができていて、地域社会で様々な問題を解決できるような人を指導育成していこうという、すくなくとも地域で皆がどうやってうまく生活していけるかという状況を作り出そうと、地域で起こった問題を地域で解決していこうという考え方が出来てきていますので、やはりこれから地域をどうやって構築していくかというのは、大きな問題で、まさしくそれが地域福祉の推進ですね。

委員長： このアンケートについても、もっと詳しいものが欲しいということであれば、美浜区保健福祉センターを通じていただけると思います。

議題（3）その他

委員長： それでは、最後のその他に入ります。私の名前でお配りした各区地域福祉計画推進協議会の協議方針でございますけれど、これは第1回の千葉市地域福祉推進員協議会に私も参加しまして、またこのメンバーからも3名ほど参加しておりまして、議事録が来たものですからそれをまとめたものです。それぞれの地区ではどんなことをやっているかということで、中央区は福祉計画テーマを縦軸に、社協の各地区部会を横軸にして各地区部会がどのテーマに取り組んでいるかを一覧表にしている。遅れている地区部会には取り組みをお願いしている。区推進協議会は必要な支援をしていく（テーマの1/3は公的機関でないとは実施できず手をつけていない）

花見川区は委員長の考えとして、独居老人に如何にして手を差し伸べるか。具体的に問題を一つ一つ解決していきたい。

稲毛区は、あと2年かけて、議論をまとめていきたい。

若葉区が、委員長の考えとして推進協議会の本質的な問題として、人と人の繋がりを如何に上手く立ち上げるか。自治会と社協地区部会を如何に上手くリンクさせるかがポイント。社協の推進員を実際により活動し得る環境を創る事と考えている。現実には議論がまとまらない。

緑区は、地域の特性を活かした地域活動。中心を農村地区の課題を明確にしていくこと。各地区での問題点を子ども、障害者あるいは高齢者の視点から委員の報告を受けて推進協の場で集約する。地域福祉は教育が大事。推進協と学校の連携等の関わり方を考えている。

こういったことが各区で話し合われています。それから千葉市のこれに対する注（資料の注）として、千葉市地域福祉計画推進協議会は、各区推進協議会の状況等を議論していく過程で、これらの課題について認識を共有していく。また、市は協議会の議論を踏まえて今後

の市の地域福祉計画の推進に取り組んでいく。

要約するとこのような内容です。一緒に出られた委員の方でこれに対してなにかありますか。

委員： 質問でよろしいですか？どの区も色々議論しているんですよね。私どもは情報交換の場だというだけで進んでいるんですけれど、ここも情報交換だけなんですか。

事務局： 捕捉させていただきます。どの区の推進協もですね、情報交換（プラットフォーム）であることには何ら変わりません。ただ進めかたについて、それぞれの区の個性、委員長の方針として違いが出ているということではございます。委員長にお配りいただいたペーパーの一番最後の部分ですが、これは市の推進協で市の計画推進方法について様々な意見が出た場合にはそれは次期計画見直し等によって反映させるという趣旨でございまして、区の計画とはまた別のものとなっております。

委員： 市の推進協はこの議論を踏まえて取り組んでいくということで、市が認めたということではないんですか？

事務局： 市の推進協は区の推進協とは異なりまして、計画の見直し等評価をし、区の推進協は現行計画プラットフォームに基づきまして、それを委員さん一人一人が持ち帰っていただいて地域に広めていくというのが、現行の計画の趣旨でございます。

委員： 市の推進協に区の推進協の意見は反映できないの？

事務局： 区の推進協の意見をまったく無視して市の推進協を運営するというのは、当然ながらまったくありえません。実際に美浜区の飯野委員長には市の推進協にご参加いただいております。そして平成21年度の第1回と第2回の場合において、各区委員長の方々から各区の計画について現状はどうなっているのか、課題はどういうところにあるということについてご報告いただくことになっております。つきましては、後ほどお願いしようと思っていたのですが、今年度美浜区の各地域でどんな福祉活動が行われているか、情報提供をお願いしたところでございますがこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長： 市の推進協には、長岡委員、小椋委員と私が出ております。そこで我々がここで協議したことを言えば、市の協議会に持ち上げることができます。

委員： 市の推進協は市の計画に対し、意見を言える立場にあるのに、地区の推進協はなぜ地区の推進計画に対して意見ができないのですか。

委員： ちょっと気になる発言があったのですが、ここで議論されたものについて委員が持ち帰って地域でというところですが、それはあり得ないと思うんですよ。それだったら一人一人、ここで議論されたこと提起されたことを、あなたは地域でどういった活動をされましたか？という報告をしてもらわなければならないんですよ。我々はそういう責任は負ってないわけですよ。必ずしも自治会代表にもなってないし、公募の方々はどうするのかという問題もできますよね。個人が地域に持ち帰っていただきたい部分もあるのはわかりますが、それは筋が違うのではないかと思います。少なくとも私達は、ここで議論されたことを汲み取ってもらってそれを区の福祉計画の中に、反映させて欲しいという観点で議論しているんじゃないかというふうに思うんですよね。

事務局： 区の計画の見直しの件ですが、美浜区推進協で議論したことを踏まえまして、見直しを行うのは当然のことではございまして、それをまったくやらないというわけではございません。

ただ美浜区の今後の計画をどうするかということに関しましては、前回もお答えしましたとおりまず市の推進協で区の計画をどう見直していくのかということ踏まえまして、区の推進協の皆様に見直しを行っていただくということでございます。

委員： まず、地区ごとの現場の意見を聞いて、全体を作るのが筋ですよ。

事務局： 21年度の会議で各区の委員長より報告をいただくことが優先ですので、区の意見を無視して、市の推進協で議論することはありません。

委員： そのための意見を上げるには区は単なるプラットフォームではだめだと言っているんです。

委員長： 私が市の協議会の場で、区で区の計画を見直しできるのか、その権限について確認を取ります。

事務局から、なにかありますか。

事務局： (1年間のお礼及び次年度委員のお願いをする。)

委員： 20年度ここで議論された内容をまとめ、次のどう反映させてゆくかというまとめたものは出るのですか？出ないとなんのために議論しているのかということになると思います。

事務局： まず推進協だよりの方に議論の内容を掲載させていただいております。また市へのご意見に関しましては、それぞれの部署の方へお伝えさせていただいております。

委員： それぞれテーマを与えられグループで議論してきたわけで、それがどう総括されて市の議論にどう反映されてゆくのか、そのようなまとめが出て、次年度の議論につながるのではないかと思います。

事務局： 今、お話のあったグループ会議ですが、計画の中身がどうなっているか掘り下げて勉強してゆこうと委員の方々からの提案で実施されているものと思われまます。議論した結果を委員長さんに報告いただき、それをどのように取り扱うかが協議会での話し合いになるものと思ひます。

委員長： 前年度は取りまとめものを作りましたが、今年度はそのようなまとめは作りませんか？その件につきましては、後ほど事務局と協議いたします。

委員長： それでは、今年度の会議を終了いたします。(終了)

参考：配布資料

- (1) 次第
- (2) 平成20年度美浜区地域福祉計画推進協議会委員名簿
- (3) 第13回美浜区地域福祉計画推進協議会 席次表
- (4) あんしんケアセンターの業務概要と相談事例資料
- (5) 各区地域福祉計画推進協議会の協議方針(委員長配付資料)
- (6) その他資料(「磯辺街づくり通信」「ふきのとう—社会福祉協議会稲毛海岸地区部会広報紙—)